

必読

新型コロナウイルス感染症

愛川町ワクチン接種情報

オミクロン株対応型ワクチンの接種間隔の短縮等や、新たに接種が可能となった乳幼児(生後6カ月以上4歳以下の子どもさん)の接種について、お知らせします。

接種可能な間隔が3カ月になりました！

◎ 現在実施中のオミクロン株対応型ワクチンの接種可能な間隔が、前回の接種日から

3カ月が経過した日以降に短縮されました。

※ 例えば、4回目の接種が9月1日の方は、12月1日以降に5回目として接種できます。

※ オミクロン株対応型ワクチンは、2回目まで接種している12歳以上の方が対象です。

◎ 今回が5回目の65歳以上の方には、次のとおり、接種券・予診票をお送りします。

また、すでに接種を申し込まれた方には、接種の日時・場所等を記載した「案内通知」を同封します。

4回目を接種した日	配達完了予定日
7月 1日～7月23日	11月 7日(月)
7月24日～9月30日	11月18日(金)

※ 配達完了予定日が過ぎても届かない場合は、健康推進課にご連絡ください。

※ 今回が5回目の64歳以下の方(8月31日までに4回目を接種された方)には、接種券は発送済みです。届いていない場合は、健康推進課にご連絡ください。

※ 今回が5回目の64歳以下の方(9月1日以降に4回目を接種された方)と、今回が3回目または4回目の方(前回の接種が7月1日以降の方)には、順次、接種券を送付します。

《1・2回目が未接種の方へ》

国が承認している1・2回目で使用できるワクチンは、従来型ワクチンのみです。

この従来型ワクチンは、年内で国からの供給が終了となるため、接種を希望される方は、**お早めに1・2回目を接種することをご検討ください。**

※ オミクロン株対応型ワクチンは、3回目以降に使用することを前提に有効性・安全性が確認されているため、現時点では1・2回目としては使用できません。

※ 1・2回目を年内に従来型ワクチンで接種した場合、3月までにオミクロン株対応型ワクチンを接種できます。(新型コロナウイルスワクチンを接種できるのは、令和5年3月31日までです。)

生後6カ月以上4歳以下の子どもさんへの接種について

国において、乳幼児における新型コロナウイルス感染症の動向をはじめ、ワクチンの有効性や安全性等を踏まえ、生後6カ月以上4歳以下の子どもさんもワクチン接種を受けられるようになりましたので、その概要等について、お知らせします。

1. 対象者 生後6カ月以上4歳以下の子どもさん

2. 接種回数／費用 3回／無料（3回で1セットとなります。）

※ 1回目と2回目の接種間隔は3週間、2回目と3回目の接種間隔は8週間です。

3. 接種の方法 厚木医師会管内(厚木市、清川村、愛川町)の乳幼児接種実施医療機関での個別接種となります。

① 実施医療機関：厚木市・愛川町の15程度の医療機関

※ 後日お送りする接種券に実施医療機関一覧表を同封します。

② 接種券と予診票：11月10日(木)までに対象者全員に送付します。

③ 予約方法等：接種券に同封する案内文で確認してください。

4. 使用するワクチン ファイザー（乳幼児専用）

～ 保護者の皆さまへ ～

- お子さんのワクチン接種については、説明書等をお読みいただき、ご理解・ご納得されたうえで、ご判断いただきますようお願いいたします。
- 接種には、保護者の方の同意と立合いが必要となりますので、ご承知おきください。

● 町コールセンター（受付時間 平日の午前9時～午後5時）

0570-200-096

● 町ホームページ（右のQRコードから予約サイトにアクセスできます。）



● 副反応等に関する専門相談コールセンター（24時間対応）

045-285-0719

※ ワクチン接種後に生じた副反応等に係る相談など、医学的知見が必要となる専門的な相談を受け付けるコールセンターです。

※ 医療機関等の紹介は行っていません。診療を希望される場合は、かかりつけ医等にご相談ください。

● 予防接種健康被害救済制度

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、健康推進課までご連絡ください。

【お問い合わせ】

愛川町民生部健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種推進班

☎046-285-2111（内線 3346・3347）

町コールセンター ☎0570-200-096